

# 岡山県建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る認定等事務処理要領

平成26年 3月27日制定

平成28年 4月 1日改正

令和 3年12月 1日改正

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第17条に規定する計画の認定、法第22条に規定する建築物の地震に対する安全性に係る認定及び法第25条に規定する区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定その他の事務について必要な事項を定める。

(第三者判定機関)

第2条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年岡山県規則第56号。以下「県規則」という。）第5条、第6条及び第7条で定める知事が適切であると認めた者（以下「第三者判定機関」という。）は、別表第1のとおりとする。

## 第2章 計画の認定等

(計画の認定申請)

第3条 法第17条第1項の規定により計画の認定を申請しようとする者は、県規則第5条で定める図書又は書面のほか、次の各号に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出するものとする。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告（以下「定期報告」という。）を要する建築物にあっては、計画の認定を申請しようとする日の直前に知事に提出した定期報告に係る報告書の副本の写し及び当該定期報告における要正事項に係る改善報告書の写し
- 二 定期報告を要しない建築物又は定期報告を要する建築物のうち建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けてからまだ定期報告を行う時期に至っていないものにあつては、施工状況報告書（様式1）
- 三 省令第28条第2項の規定により、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして、計画の認定を申請する場合にあっては、県規則第5条第1項第1号ので定める第三者判定機関が証する書面に付属する判定概要書の写し
- 四 その他知事が必要と認めた図書又は書面

(建築主事の同意)

第4条 知事は、法第17条第4項の規定による同意を求めるときは、あらかじめ計画の認定に係る建築物の工事施工地又は所在地の市町村の長に対し、建築基準法施行事務市町村処理要領第6に規定する建築基準法による確認申請に対する副申（以下「副申」という。）の提供を求めるものとする。

2 知事は、前項の同意を求めるときは、建築主事に対し、様式2に前項の副申を添えて同意を求めるものとする。

(消防長又は消防署長の同意)

第5条 知事は、法第17条第5項の規定による同意を要する場合は、計画の認定に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）

又は消防署長に対し、様式3により同意を求めるものとする。

(計画の認定)

第6条 知事は、建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する場合において計画の認定をしたときは、建築主事及び計画の認定に係る建築物の工事施工地又は所在地の市町村の長に対し、様式4によりその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の確認又は通知を要しない場合において計画の認定をしたときは、建築主事及び計画の認定に係る建築物の工事施工地又は所在地の市町村の長に対し、様式5によりその旨を通知するものとする。

(認定できない旨の通知)

第7条 知事は、計画の認定及び計画の変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、計画の認定を申請した者に対し、様式6によりその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知をしたときは、建築主事及び計画の認定に係る建築物の工事施工地又は所在地の市町村の長に対し、様式7によりその旨を通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 法第18条に規定する計画の変更に係る認定の申請については、前5条の規定を準用する。

(認定事業者の変更)

第9条 認定事業者は、当該計画認定建築物の耐震改修の事業が完了する前に認定事業者を変更しようとするときは、新たに認定事業者になろうとする者と連署し、様式8を知事に提出するものとする。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第10条 認定事業者は、知事から法第19条に規定する計画認定建築物の耐震改修の状況について報告を求められたときは、知事に対し、速やかに様式9によりその状況を報告するものとする。

2 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了したときは、速やかに、様式10を知事に提出するものとする。

(完了確認)

第11条 知事は、認定事業者から前条第2項による計画認定建築物の耐震改修の工事が完了した旨の報告を受理したときは、速やかに、完了確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による完了確認を行った場合において、当該計画認定建築物が計画の認定を受けた計画にしたがって耐震改修の工事を行っていることを認めるときは、認定事業者に対し、様式11を交付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による完了確認を行ったときは、建築主事及び計画認定建築物の工事施工地又は所在地の市町村の長に対し、様式12によりその旨を通知するものとする。

(取り下げ届)

第12条 計画の認定又は計画の変更の認定を申請した者は、当該申請を取り下げるときは、様式13を知事に提出するものとする。

(取りやめ届)

第13条 認定事業者は、当該計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめるときは、様式14に当該計画の認定通知書を添えたものを知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第14条 知事は、認定事業者に対して法第20条の規定による改善命令をするときは、様式15によるものとする。

2 知事は、前項の命令を行ったときは、建築主事に対し、様式16によりその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による命令を受けた認定事業者は、速やかに計画認定建築物の改善を行い、知事に対し、様式17によりその結果を報告するものとする。

4 知事は、前項の報告を受理したときは、建築主事に対し、様式18により改善報告を受理した旨を通知するものとする。

(計画の認定の取消)

第15条 知事は、法第21条の規定による計画の認定を取り消す場合は、認定事業者に対し、様式19によりその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の処分を行ったときは、建築主事に対し、様式20によりその旨を通知するものとする。

(台帳の整備等)

第16条 知事は、様式21により、計画の認定に係る事項を記載した台帳を整備し、かつ、保存しなければならない。

### 第3章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請)

第17条 法第22条第1項の規定により建築物の地震に対する安全性に係る認定を申請しようとする者は、県規則第6条で定める図書又は書面のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出するものとする。

一 法第5条第3項第1号に規定する地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合するものとして省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添えて申請する場合

イ 耐震関係規定適合証明書（様式22）

ロ 定期報告を要する建築物にあつては、当該認定を申請しようとする日の直前に知事に提出した定期報告に係る要是正事項の改善報告書の写し

ハ その他知事が必要と認めた図書又は書面

二 耐震関係規定に適合するものとして省令第33条第1項第2号に掲げる書類を添えて申請する場合

イ 定期報告を要する建築物にあつては、当該認定を申請しようとする日の直前に知事に提出した定期報告に係る要是正事項の改善報告書の写し

ロ 別表第2に掲げる図書

ハ その他知事が必要と認めた図書又は書面

三 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして省令第33条第2項第1号に掲げる方法により申請する場合

- イ 県規則第6条第2項第1号ロ又は同条第2項第2号ロで定める第三者判定機関が証する書面に付随する判定概要書の写し
  - ロ 建築物の耐震診断を実施した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面
  - ハ 定期報告を要する建築物にあつては、当該認定を申請しようとする日の直前に知事に提出した定期報告に係る要是正事項の改善報告書の写し
  - ニ 別表第2に掲げる図書
  - ホ その他知事が必要と認めた図書又は書面
- 四 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして省令第33条第2項第2号に掲げる方法により申請する場合
- イ 定期報告を要する建築物にあつては、当該認定を申請しようとする日の直前に知事に提出した定期報告に係る要是正事項の改善報告書の写し
  - ロ 別表第2に掲げる図書
  - ハ その他知事が必要と認めた図書又は書面

(基準適合認定建築物の改変等)

第18条 法第22条第2項の規定により知事の認定を受けた者は、当該基準適合認定建築物において耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行った場合は、あらためて法第22条第1項の規定による認定を申請しなければならない。この場合において、認定の申請に添付する図書は、前条の規定を準用する。

(認定できない旨の通知)

第19条 知事は、基準適合認定建築物に係る認定をしない場合は、建築物の地震に対する安全性に係る認定を申請した者に対し、様式23によりその旨を通知するものとする。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第20条 知事は、法第23条の規定により基準適合認定建築物に係る認定を取り消すときは、当該建築物の所有者に対し、様式24によりその旨を通知するものとする。

(台帳の整備等)

第21条 知事は、様式25により、基準適合認定建築物に係る事項を記載した台帳を整備し、かつ、保存しなければならない。

#### 第4章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請)

第22条 法第25条第1項の規定により区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を申請しようとする者は、県規則第7条で定める図書又は書面のほか、次の各号に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出するものとする。

- 一 定期報告を要する建築物にあつては、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を申請しようとする日の直前に知事に提出した定期報告に係る報告書の副本の写し及び当該定期報告における要是正事項に係る改善報告書の写し
- 二 定期報告を要しない建築物又は定期報告を要する建築物のうち建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けてからまだ定期報告を行う時期に至つ

ていないものにあつては、施工状況報告書（様式1）

三 県規則第7条第1項第1号で定める第三者判定機関が証する書面に付属する判定概要書の写し

四 建築物の耐震診断を実施した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面

五 別表2に掲げる図書

六 その他知事が必要と認めた図書又は書面

（認定できない旨の通知）

第23条 知事は、区分所有建築物の認定をしない場合は、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を申請した者に対し、様式26によりその旨を通知するものとする。

（要耐震改修認定建築物に係る指示）

第24条 知事は、法第27条第2項の規定による指示をするときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、様式27により指示するものとする。

（台帳の整備等）

第25条 知事は、様式28により、要耐震改修認定建築物に係る事項を記載した台帳を整備し、かつ、保存しなければならない。

## 第5章 その他

（特定既存耐震不適格建築物に係る指示）

第26条 知事は、法第15条第2項の規定による指示をするときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、様式29により指示するものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第三者判定機関	<p>一 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条に規定に基づき知事が指定した耐震評価機関</p> <p>二 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会</p> <p>三 その他知事が認めた機関</p>
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2（第17条、第22条関係）

図書又は書面の種類	明示すべき事項
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	申請に係る建築物の用途、構造及び規模
	申請に係る建築物の新築及び増改築の経緯、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項若しくは第18条第3項に規定する確認済証の交付番号及び交付年月日、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項若しくは第18条第16項に規定する検査済証の交付番号及び交付年月日
	耐震改修工事を実施した建築物の位置及び耐震改修工事の実施日、耐震改修工事を実施予定の建築物の位置及び耐震改修工事の実施予定日
	擁壁の位置その他安全上適当な措置の状況
各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
	エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法によって接している部分の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式